

鶴ヶ島市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、工事監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年9月25日

鶴ヶ島市監査委員 内野 睦 巳

鶴ヶ島市監査委員 漆 畑 和 司

工事監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、工事監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

工事監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

道路改築工事 市道927-2号線

4 監査の着眼点

監査の対象となった工事の計画、設計、積算、契約、施工、検査が適正に行われているかに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

関係書類の抽出、関係職員からの説明の聴取及び現地調査により監査を実施した。

6 検査の実施場所及び日程

実施場所 鶴ヶ島市役所 502・503会議室

日 程 令和2年8月25日

7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり対象工事の監査を行った結果は、次のとおりである。

- (1) 計 画 適正に行われていると認められた。
- (2) 設 計 適正に行われていると認められた。
- (3) 積 算 適正に行われていると認められた。
- (4) 契 約 適正に行われていると認められた。
- (5) 施 工 適正に行われていると認められた。
- (6) 検 査 適正に行われていると認められた。

今後も適正な工事の執行に努められたい。

8 工事概要等

別紙のとおり

工事概要等

工 事 名	道路改築工事 市道927-2号線				
工 事 場 所	鶴ヶ島市太田ヶ谷地内				
監 査 対 象 課	道路建設課				
工 事 内 容	<p>工事延長：378.8m 施工幅員：16.0m 変更前…左 変更後…右</p> <p>道路土工：一式</p> <p>地盤改良工 路床安定処理工 生石灰系 t=54cm 3580㎡ 3370㎡</p> <p>排水構造物工 側溝工 長尺U字側溝 300×700(車道用) 28m 300×500(車道用) 38m 300×750(歩道用) 97m 300×550(歩道用) 86m 自由勾配側溝 400×800 239m 400×600 239m 500×700 138m 389m 500×800 252m L型街渠 C型(両面) 739m 751m</p> <p>舗装工 アスファルト舗装工 下層路盤 再生切込碎石 t=31cm 3590㎡ 3370㎡ 上層路盤 再生粒調碎石 t=15cm 2980㎡ 2800㎡ 基層 再生粗粒度アスコン t= 5cm 2980㎡ 2800㎡ 表層 再生密粒度アスコン t= 5cm 2980㎡ 2800㎡</p> <p>透水性舗装工 フィルター層 再生砂 t=10cm 1620㎡ 1730㎡ 路盤工 再生切込碎石 t=10cm 1620㎡ 1730㎡ 表層 透水性アスコン t= 4cm 1620㎡ 1730㎡</p> <p>構造物撤去工：一式、区画線工：一式、付帯工：一式、仮設工：一式</p>				
契 約 額	129,290,700円				
工 期	令和元年5月29日から 令和2年3月27日 まで				
契 約 方 法	一般競争入札				
請 負 業 者 名	株式会社田村工業所				